第６号様式（第５の２関係）

議　事　概　要

会　議　名	令和６年度第２回阿久根警察署協議会
会議日時	令和６年12月４日　水曜日　午後３時～午後４時30分
会議場所	阿久根警察署会議室
出　席　者	１　警察署協議会　会長以下７人 ２　警察署　　署長以下８人

（会議の概要）

第１　警察署長からの管内概況説明
　１　警務課関係
　(1)　一連の非違事案を踏まえた再発防止対策の推進
　(2)　県下警察剣道大会への出場
　２　生活安全刑事課関係
　(1)　県内の刑法犯認知件数及び検挙件数
　(2)　管内の刑法犯認知件数及び検挙件数
　(3)　県内における各種詐欺（うそ電話詐欺等）の被害状況
　(4)　管内における詐欺被害の状況
　(5)　管内におけるストーカー・ＤＶ事案発生件数（過去４年間）
　３　交通課関係
　(1)　交通人身事故の発生状況
　(2)　管内の人身事故の発生状況（過去５年間）
　(3)　管内の事故多発地点
　(4)　県内の飲酒運転事故と検挙件数
　(5)　管内の飲酒運転の検挙件数
　(6)　交通安全啓発活動の取組状況
　４　地域課関係
　(1)　触れ合い活動～認定こども園による訪問
　(2)　いきいきサロンにおける防犯・交通講話の実施
　(3)　「劇団うずしお」の寸劇による広報活動
　５　警備課関係
　(1)　「第50回衆議院議員総選挙」に伴う各種警護
　(2)　沿岸防犯対策の状況
　(3)　鳥インフルエンザに対する警察署の措置状況
　６　その他
　　警察署敷地内外における長年のボランティア清掃者２人に対する謝意

第２　委員からの意見・質疑・要望等
　１　警務課関係
　〈質疑〉鹿児島県警察の度重なる不祥事や関連する事象について、阿久根警察署の皆さんも心労の日々だとお察しいたします。皆さんが管轄地域のため、心血注いでくださっていること心から感謝いたします。また、その姿が信頼回復のために不可欠なことと思います。頑張ってください。
　〈回答〉県警察では、昨年来、警察職員が逮捕されるなどの非違事案が続発し、県民の信頼を大きく失墜させ、また、委員の皆様方にも御心配、御迷惑をお掛けしていることにつきまして深くお詫び申し上げます。委員から阿久根署に対して感謝の言葉をいただきありがとうございます。県警察では、職員が一丸となって、策定した非違事案再発防止対策を確実に継続して実行し、信頼回復に努めてまいります。

　２　生活安全刑事関係
　〈質疑〉首都圏における連続強盗事件等のニュースを見ると、高齢者の方が被害に遭われています。これからも、事件が起きるのではないかと、不安な世の中になっております。防犯対策として、どのような対策が必要か。（防犯カメラ、防犯灯、防犯ブザー等）少しでも備えられることがあれば、教えていただきたいと思います。
　〈回答〉委員、お尋ねの関東圏を中心に発生している連続強盗事件の防犯対策につきましては、侵入手口として無施錠のドアからの侵入やガラスを割っての侵入が多い状況を踏まえ、自主的に行える対策として
　　ソフト面においては
　　・　在宅時でも出入口や無人の部屋の窓に鍵をかける習慣をつける。

・　外出先から帰宅の際には、背後、周囲に人がいないかを確認する。
・　電話等で在宅状況、家族の状況、資産状況等を尋ねられても答えない。

ハード面では

・　玄関を二重ロック、窓に補助鍵を取り付ける。
・　センサーライトや防犯カメラを外部から見える位置に設置し、侵入しにくい家であることを印象づける。
・　訪問者に対しては、ドアを開ける前にドアスコープやインターホンを活用し相手を確認する。

など、防犯に対する意識づけを行いながら、防犯資機材を活用することが有効です。これらの連続強盗事件については、首都圏に限らず本県での発生も十分あり得ますので、県民の皆様には防犯に対する意識を高めていただきたいと思います。また、私たち警察も犯罪を発生させない社会づくりのため、各種防犯に対する取組を徹底してまいります。

〈質疑〉最近の犯罪は、ＳＮＳ起因の犯罪が多くなっているように思います。小学生からスマートフォンを持つ子供たちも増え、そういった子供たちは、特にこのような犯罪に巻き込まれることが多いかと思うのですが、鹿児島でもそのような事例はあるのでしょうか。また、警察の取組等あれば教えていただきたい。

〈回答〉委員、お尋ねのとおり、ＳＮＳ利用に起因した少年の犯罪被害は、昨今、国内のみならず外国を含め世界的な問題になっており、本県においても、18歳未満の少年がＳＮＳ利用に起因して性被害に遭う事案を複数認知しており小学生が被害に遭った事案も複数あります。内容としては、ＳＮＳ上で見知らぬ相手から騙されるなどして、自身の裸等の画像を送信した「自画撮り」被害や言葉巧みに誘われ面会したことによる不同意性交等の被害等になります。被害に遭った背景としては、「ＤＶや児童虐待による家庭内トラブル」等、悩みを有する少年が、ＳＮＳで知り合った者に居場所を求めて被害に遭う「グルーミング」による被害が顕在化している状況もあります。他方、被害者自身や家庭環境等の要因も少なからずあり、

・　ネットの危険性を正しく認識していないこと。
・　児童、生徒に対する情報モラル教育が浸透していないこと。
・　子供のスマートフォンの使用について、保護者がインターネット等に対するジェネレーションギャップや子供の思春期、反抗期等を背景として、子供に対する教育や指導が難しい面が窺われること。

などのほか、「ＳＮＳの利用に対し、フィルタリングが機能していないこと。」も挙げられます。そのため、県警察においては、これらの実情を踏まえ、少年を狙った犯罪に対する取締りを強化するとともに

・　非行防止教室、警察官と教師が協働で授業を行うＴＴ（チームティーチング）教室、サイバー犯罪被害防止のための講話を行うサイバーセキュリティカレッジ等を通じた児童・生徒に対する情報モラル教育の開催
・　インターネット上のＷｅｂサイトを巡回して違法行為等を巡回するサイバーパトロールにより発信したＳＮＳへの不適切な書き込みに対する注意喚起メッセージの投稿
・　ＦＭラジオやＳＮＳの「Ｘ」による広報・啓発

等の幅広い取組を進めています。当署でも、少年がＳＮＳにより知り合った相手から恐喝の被害を受けた事案を認知していることから、管内に所在する小・中高校において児童・生徒に加え、その保護者に対してもインターネットの危険性、フィルタリング機能やアプリ利用制限機能等利用に対する指導、教養等を実施しています。今後とも少年がＳＮＳ利用に起因した犯罪被害に遭わないように少年はもとより保護者の方においても気を付けていただきたいと思います。また、警察においてもより一層、取組を強化してまいります。

〈質疑〉パソコンのエラーを装い、電話をかけさせて金銭をだまし取るサポート詐欺。公共団体や大手企業になりすまし、偽のメールを送ってパスワードを盗み取るフィッシング詐欺。義援金や寄付を募るように見せかけた偽情報詐欺。これらの詐欺について鹿児島県は、今秋「かごしまサイバー通信」にて改めて注意喚起しています。阿久根警察署管内でも、このような詐欺による被害が確認されているのでしょうか。また、これらサイバー犯罪への対策は講じられているのでしょうか。

〈回答〉当署管内において、令和６年中にサポート詐欺、フィッシング詐欺、偽情報詐欺に関する被害の届出等はありません。コンピュータやインターネットを悪用した犯罪については、交番・駐在所が発行するミニ広報紙や高齢者が参加する「いきいきサロン」、中・高生に対しては、学校において行う「サイバーセキュリティカレッジ」等の機会を通じて、詐欺の手口等について広報し、未然防止に努めています。

〈質疑〉農作物の窃盗、鳥獣害防止電気柵の盗難等の被害に遭った時、どのようにしたらよいか。何かできる対策等あったら教えていただきたいです。

〈回答〉農作物、電気柵等の窃盗被害に気付いた際には、直ぐに阿久根警察署や管轄の交番、駐在所へ通報をしてください。農作物、電気柵等の被害防止対策についてですが、

・　収穫した農作物や農機具等は畑に放置したままにしない。

・　ビニールハウスや保管庫等については、窓や出入口の施錠を確実に行う。
・　収穫用コンテナや脚立等の道具を、犯人から利用されないように畑からこまめに撤収する。

といった心掛けに加え、

・　畑にネットや柵等を設置し、侵入しにくい環境を作る。
・　「盗難注意」、「立入禁止」等の看板を設置する。
・　防犯カメラ、センサーライト等を設置するとともに「防犯カメラ作動中」等の看板等を設置する。

など、各種資機材を活用し侵入防止を図ることが有効です。

３　交通関係

〈質疑〉「国道のセンターライン、停止線、横断歩道等の白線が薄くなり、見えにくくなっている箇所が多く、運転しずらい。」との声を耳にすることが増えています。実際、運転していてそのように思うことがあります。国土交通省、国の予算等の問題があるかと思いますが、少しでも改善されていくことを希望します。

〈回答〉センターラインのうち、追越しのための右側部分はみ出し禁止標示（はみ禁）であるオレンジ色の中央線、交通規制である横断歩道、停止線については、警察の管理であり、当署で把握している停止線の薄くなった箇所等については、都度、補修の必要性があるということで本部主管課に上申をしています。通報等により警察が把握するものもあることから、個別に教えてもらえればその都度調査を行い、必要に応じて補修等を行います。警察管理以外の外側線等については、道路管理者の管理となりますので、道路管理者に連絡をして対応を検討してもらうことになります。ただ、通常、予算の確保、工事業者の入札の手続等を経て補修工事がなされることになりますので、補修がなされるまで時間を要することが多いです。しかしながら、例えば、学校付近の横断歩道や停止線が摩耗により消えている場合等は、重大な事故につながる危険性があるため、そういった箇所については、優先的に補修工事がなされることもあります。当署としては、今後も安全な道路環境を維持するため、補修が必要な箇所については、少しでも早く補修がなされるように、速やかに必要な手続を進めていこうと考えております。

〈質疑〉国道389号線の多田交差点から陸橋を越えてすぐの交差点には、以前、横断歩道を移設された時に歩行者だまりに縁石があるのですが、桐野方面に行く車両がその縁石に乗り上げることが多いそうです。特に、夜は縁石が見えづらく、何か反射テープやポール等で対策をしていただけないか。

〈回答〉要望のあった交差点は、信号機のない四差路の交差点で、多田交差点方面から長島町方面に国道を進行しますと、長島町側の交差点角に縁石が設けられています。同縁石を確認したところ、車両が接触・衝突したものと思われるタイヤ痕や一部破損した箇所が認められました。国道389号の道路管理者は鹿児島県であり、最寄りの北薩地域振興局出水駐在が管轄しています。そこで、北薩地域振興局出水駐在の担当部署に対し、現場の現状や要望があった旨を伝えていたところ、先日、担当者から連絡があり、「現場確認等をした上で検討した結果、反射テープの付いたラバーポール３本を設置する方針です。」という回答でした。

〈質疑〉地域住民の方からの日常における苦情があります。公共の場（市道）に私物を置いてあり、また、公共の場（市道）で私事の仕事をしている。よって、その場所（市道）における車の通行がスムーズにできない。巡回指導お願いします。

〈回答〉道路に物を置く行為については、道路交通法で道路における禁止行為として「交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。」と定められています。また、道路において作業をする場合は、道路工事で道路を使用する場合と同様に、道路使用許可が必要な場合もあります。通常、警察官が現場を確認し、当該行為の危険性や違反に該当するか、どうかなどを個別に判断した上で、指導、検挙等の対応を行うこととなります。本要望事案については、委員から事前に具体的な場所や現状を伺っており、既に対応を進めているところですが、円滑な道路交通を確保するため、必要な措置は講じていく所存であります。

４　その他要望

「子ども110番の家」ののぼり旗について、地区内６か所のうち３か所でのぼり旗の色褪せや破れが認められました。また、うち２か所では真新しい旗が掲げられ、うち１か所は指定解除されたかわからないが旗が立っていない。のぼり旗が犯罪の抑止力にもなっていると思うので、のぼり旗の適正な管理をお願いします。

第３　警察活動の紹介

阿久根中央交番員で結成する「劇団うずしお」による交通事故防止及び特殊詐欺被害防止をテーマにした寸劇を紹介した。

備　考	